



1

# 地域公共交通利便増進事業について

## 1 法的位置付けなど

地域公共交通利便増進事業は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（略称「地域交通法」）第2条第13号において、**地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業**と定められている。

事業の実施計画は、**国土交通大臣**が認定

## 2 実施区域

上田市・青木村

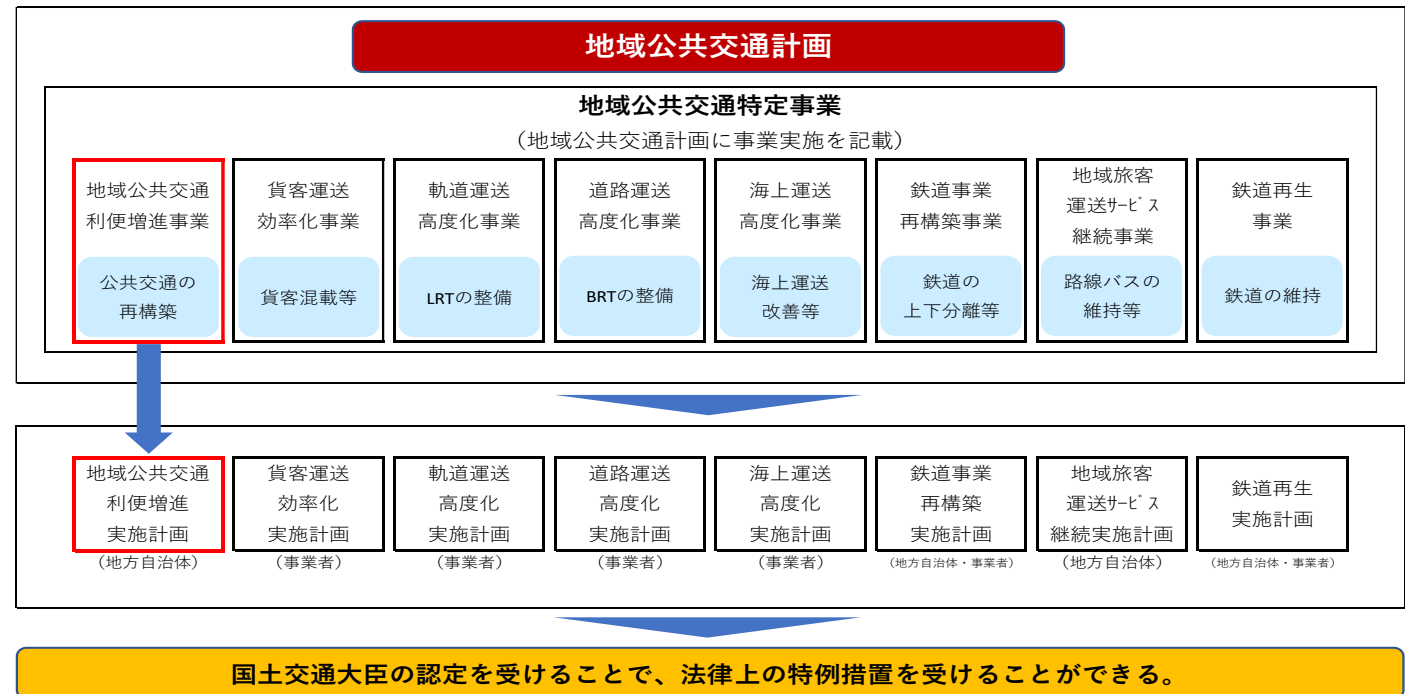
## 3 実施期間

令和7年10月から令和12年9月まで

## 4 交通計画

上田市は、令和5年に策定。今回の利便増進事業に合わせて変更した。

また、期間を令和12年9月までに延長





2

## 経過・背景

2023年（令和5年）12月 各社から路線バス減便の申し入れ

2024年（令和6年）3月

市議会市民建設委員会において、議案第22号（令和6年度上田市一般会計予算）に係る審査の過程で、

①市民の交通手段の確保

②バス運転手の確保対策 の2点の附帯意見

4月 長野県に相談した際に、利便増進事業の説明を受ける。

6月 北陸信越運輸局へ利便増進事業に係る相談

7月 市内路線バスの半数以上の廃止が現実味を帯びる。

8月 福本先生に相談

11月 再度、福本先生に相談（以降随時）

11月 再度、北陸信越運輸局に相談

12月～3月 庁内調整、意思決定、予算案の議決

2025年（令和7年）4月 **利用者説明会**（市内9箇所（計98人））及び**地域協議会**（附属機関）5回）


5月 **活性化協議会（交通会議）**において路線の新設等に関する議決、**運賃協議会**において協議運賃に関する議決


6月 道路運送法の認可、届出手続、利便増進実施計画の事前確認

9月 利便増進実施計画認定（22日）、認可、届出手続完了（30日）


10月1日 **利便増進事業の実施**

### 令和6年度検討経過

 交通事業者との協議 42回

 関係者との協議 13回

 国・県への事前相談 9回


 有識者からの助言 9回

 近隣自治体との協議 11回

 協議会等の開催 8回

 要望活動 2回

 県内自治体との情報交換 3回

 県外、市外への視察 7回

合計 104回



3

# 事業の概要

上田市・青木村では、公共交通ネットワークの維持及びサービスレベルの確保のため、

- 効率性や地域ニーズを反映した**地域公共交通ネットワークの再編**、**ゾーン制運賃の導入**や**キャッシュレス化の推進**等による**公共交通利用環境の改善**により、**地域住民や観光客双方の利便性向上**を図る。
- また、市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、**交通事業者の経営基盤強化**を図り、**地域公共交通の持続可能性の向上**に繋げる。

## 事業の内容

- ① 地域公共交通ネットワークの再編**【法第2条13号イ(1,2)、ロ(2)、ハ】  
(傍陽線、菅平高原線、真田線、塩田線、久保林線、祢津線、鹿教湯線、青木線等)  
市内バス路線について、折り返し重複区間の解消や、地域ニーズを反映したルート変更(多くの商業施設や病院等への乗り入れ・観光客の多いエリアへの延伸・交通結節点である上田駅を始点とする等)を実施。  
また、増便やパターンダイヤ化により利用しやすいダイヤ設定を実施。
- ② 公共交通利用環境の改善**【法第2条13号ロ(1)、ハ】  
市内バス路線について、ゾーン制運賃(初乗り100円、ゾーン跨ぎ100円)を導入する。併せて、チケットQRの共通化や利用者に分かりやすいバス路線図・時刻表の作成、GTFSの整備を実施。
- ③ 交通事業者の経営基盤強化**【法第2条13号ハ】  
市とバス事業者の間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充。

## 事業の効果

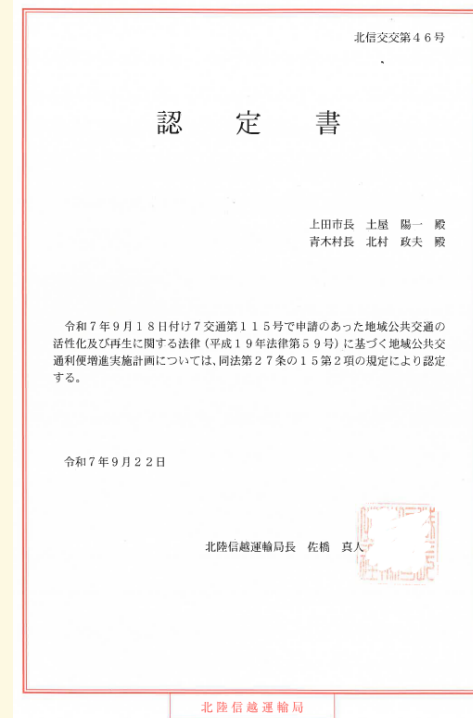
### ・地域公共交通の利便性の向上

地域ニーズに応じたルート変更、ゾーン制運賃の導入やキャッシュレス化の推進により、地域住民や観光客の利便性が向上。

### ・地域公共交通の持続可能性の向上

市とバス事業者間で5年の運行協定を締結し、バス事業者への公的支援を拡充することで、長期安定的な交通サービスを確保。

- ・作成自治体：長野県上田市、青木村
- ・事業実施区域：上田市及び青木村の全域
- ・事業実施予定期間：令和7年10月～令和12年9月





4

## 今後の取組など

### 【ビジョン（ありたい姿）】

**地域公共交通の充実によって、住みやすく選ばれる都市を目指す。**

### 【バリュー（価値観・行動指針）】

- 1 できる限りの利便向上策を講じることで、多面的な効果を有し、最も公的負担額の軽減につながる地域公共交通を将来にわたって確保・維持する。
- 2 新たな交通モードを導入するのではなく、既存の鉄道、バス、タクシーを最大限活用した事業等を展開する。

### 今後の取組

#### 1 路線の利便性の向上

青木線の20時台の便の復活、長久保線における停留所の新設と通学定期乗車券のゾーン制運賃の導入（上田市区間のみ）

#### 2 バス路線図と時刻表の更新

今年度更新予定。更新に当たっては、上田市として統一感のあるデザインとし、路線ごとに番号や色を付与するなど利用者や来訪者にわかりやすい路線図と時刻表にする。

#### 3 国交付金の活用による事業展開

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、交通事業者の経営基盤強化に資する支援事業の検討を進める。

#### 4 市街地循環バスと信州上田医療センター線の統合・再編

先進地事例などを参考にして、市街地循環バスと信州上田医療センター線を統合し、運行ルートの見直しと30分間隔のパターンダイヤ化について検討を進める。

#### 5 経営資源の有効活用

近隣自治体のデマンド交通への転換等による日中限定の運転手や車両の余力を生かし、観光需要に対応する新規路線について、新財源の獲得も視野に、隣接自治体等と共同検討する。

#### 6 さらなる「〇〇×交通」の展開

利便増進事業の効果の発現を目指し、多くの関係者を巻き込み、「〇〇×交通」の取り組みを進めていく。

〇〇には、既存の取組では、「環境」、「防災」、「観光（ワインツーリズム）」、「地域の助け合い事業」、「高齢者施策」、「企業」、「消防団」を入れて、展開している。

#### 7 モビリティ・マネジメントの推進

渋滞や環境問題、市民の健康に配慮し、過度に自動車に依存する移動から公共交通、自転車等を「かしく」利用する行動への自発的転換を促す、モビリティ・マネジメントを推進する。